

## 災害応急対策活動等に関する業務の基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する業務の基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたします。基本協定の締結を希望される方は以下の基本協定締結説明書により、技術資料の提出をお願いいたします。

平成31年2月13日

国土交通省 中国地方整備局  
松江国道事務所長 鈴木 祥弘

### 基本協定締結説明書

#### 1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する業務の基本協定
- (2) 活動場所 松江国道事務所において管理する区域（松江維持出張所管内、出雲維持出張所管内、出雲・湖陵道路建設予定地内、湖陵・多伎道路建設予定地内、大田・静間道路建設予定地内、及び静間・仁摩道路建設予定地内、頓原維持出張所管内）を対象とする。（別図－1参照）
- (3) 活動内容 本活動は、(2)の活動場所において、地震、津波、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告、並びに松江国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 平成31年4月1日（予定） ～ 平成32年3月31日

#### 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成31・32年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」として申請していること。  
なお、平成31・32年度「土木関係建設コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をインター

ネットにより行っている場合には、「平成31・32年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望業種・国土交通省地方整備局等」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式1、様式1の2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、平成29年4月1日までに平成31・32年度「土木関係コンサルタント業務」又は「測量」又は「地質調査業務」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加の再認定を受けていること）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 過去10年間（平成21年度以降）に完成・引き渡しが完了した松江国道事務所発注の業務実績を有すること。なお、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する者は土木関係建設コンサルタント業務の実績を、「測量」を希望する者は測量業務の実績、「地質調査業務」を希望する者は地質調査業務の実績があること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
  - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
  - ② 以下のいずれかの資格を有すること。

〔土木関係建設コンサルタント業務〕を希望する者

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は以下のいずれかとする。

a) 建設一道路

- b) 建設—鋼構造及びコンクリート
  - c) 建設—トンネル
  - イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は以下のいずれかとする。
    - a) 道路
    - b) 鋼構造及びコンクリート
    - c) トンネル
  - ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は以下のいずれかとする。
    - a) 道路
    - b) 鋼構造及びコンクリート
    - c) トンネル
  - エ) 工学博士を有する者。
- 〔測量〕を希望する者
- ア) 測量士を有する者。
- 〔地質調査〕を希望する者。
- ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は以下に限る。
    - a) 建設—土質及び基礎
  - イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は以下に限る。
    - a) 土質及び基礎
  - ウ) 技術士（応用理学部門）を有する者。選択科目は以下に限る。
    - a) 地質
  - エ) R C C Mを有する者。専門技術部門は以下のいずれかとする。
    - a) 地質
    - b) 土質及び基礎
  - オ) 地質調査技士を有する者。
- (8) (6) の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店、支店又は営業所が、「土木関係建設コンサルタント業務」を希望する者と「地質調査業務」を希望する者については活動場所内にある出張所から自家用自動車を利用して概ね4時間以内の範囲にあること、「測量」を希望する者については活動場所内にある出張所から自家用自動車を利用して概ね2時間以内の範囲にあること。

### 3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者と行います。  
なお、複数の業務に応募することは可能ですが、協定を締結できるのは原則として1業務とします。ただし、協定締結者が各業務の選定予定者数を下回る場

合は、この限りでない。

- (2) 各業務毎に概ね10者程度を選定し、選定、非選定の結果については、書面により通知します。
- (3) 希望が多い場合は、希望順位（別記様式5）の高い者を優先します。
- (4) 同一希望順位がある場合は、平成31・32年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」又は「地質調査業務」の格付け順位の高い者を優先します。ただし、「測量業務」については、松江国道事務所管内に本店が所在する者を優先し、次に格付け順位の高い者を優先します。

松江国道事務所管内の市町は以下のとおりとします。

安来市、松江市、出雲市、大田市、雲南市、飯南町、奥出雲町

#### 4. 担当部局

〒690-0017 島根県松江市西津田2丁目6番28号  
国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第一課  
TEL 0852-60-1346（ダイヤルイン）  
FAX 0852-27-4132

#### 5. 応募資格の確認等

##### (1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、以下の資料を作成し提出願います。

- ① 基本協定参加資格確認申請書 【別記様式1】
- ② 過去の業務実績 【別記様式2】  
※平成21年度以降において、松江国道事務所が発注した業務の受注実績について記載願います。  
※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。
- ③ 技術者の資格 【別記様式3】  
※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。  
なお、複数の技術者を登録することは可能です。
- ④ 活動の実施体制 【別記様式4】  
※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。
- ⑤ 業種希望調査票 【別記様式5】  
※希望される業種を記載して下さい。
- ⑥ 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

##### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受付期間に必着のこと。）
- ② 受付期間：平成31年2月13日（水）から平成31年2月22日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
- ③ 提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ① 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。FAX（着信確認の連絡を必ず行うこと。）でも可。
- ② 受領期間：平成31年2月13日（水）から平成31年2月18日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
- ③ 提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ① 期 間：質問を受理してから適宜に、平成31年2月20日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
- ② 場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。
- ③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

松江国道事務所長 鈴木 祥弘 殿

住 所

会 社 名 (株) 〇〇コンサルタント

代表者氏名

平成31年2月13日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する業務の基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に定める希望業種を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

問い合わせ先

担 当 者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇



【別記様式4】

## 活 動 の 実 施 体 制

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント（株） ○○支店
在籍する本支店の住所		○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番	

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント（株） ○○支店
在籍する本支店の住所		○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番	

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント（株） ○○支店
在籍する本支店の住所		○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番	

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント（株） ○○支店
在籍する本支店の住所		○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番	

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載して下さい。

○緊急時に準備できる従事者数を保有資格別に記載して下さい。

※普通作業員以上を記載して下さい。

○○ 人
------



【別記様式5】

## 業 種 希 望 調 査 票

協定締結を希望される業種について、希望される順位を記載願います。

希望順位	希望される業種
第1希望	
第2希望	
第3希望	

※本基本協定を締結できる業種は、原則1種類とします。

※松江国道事務所管内の詳細

国道9号

島根県安来市吉佐町～島根県大田市温泉津町地内

国道54号

広島県三次市布野町～島根県松江市宍道町地内

出雲・湖陵道路建設予定地

島根県出雲市知井宮町～島根県出雲市湖陵町三部地内

湖陵・多伎道路建設予定地

島根県出雲市湖陵町三部～島根県出雲市多伎町久村地内

大田・静間道路建設予定地

島根県大田市久手町刺鹿～島根県大田市静間町地内

静間・仁摩道路建設予定地

島根県大田市静間町～島根県大田市仁摩町大国地内

## 基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

### 会社の業務実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 業務実績を確認できる書面（契約書の写し等）  
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出
- 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し →必須提出

### 技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料  
（健康保険被保険者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

### 活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

### 希望業種を記載した書面

- 業種希望調査票（別記様式5） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。